県障福H2611 特３(1)

神奈川県委託事業　　平成２６年１０月１０日

平成26年度「重度障害児者医療的ケア実務者研修(喀痰吸引等)事業」

第三号（特定の者対象）研修　全課程（第１回）

【基本研修（講義・演習）、知識確認テスト、実地研修】　募集要項

特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

Ⅰ．本研修実施の趣旨

施設や訪問・通所事業所、居宅等において「たんの吸引等医療的ケア」を必要とする利用者が増えています。医療職による対応だけでなく、介護職員等との連携による対応が求められております。

国においては、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成２３年法律第７２号）の第５条において、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和６２年法律第３０号）の中で介護福祉士等によるたんの吸引等の実施を行うための一部改正がおこなわれました。

これにより、平成２４年４月１日から介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等を前提に、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為が実施できるようになりました。

平成２６年度の喀痰吸引等研修事業は、当法人が神奈川県の委託を受けて実施いたします。このうち、ここでは、第三号（特定の者対象）研修（第１回）実施要項についてお示ししています。

たんの吸引等は、介護職員等にとってもサービス支援を受ける利用者さんにとっても「生命」に係る重要な行為です。「たんの吸引等研修」は、人としての尊厳にかかわる行為であることとを認識していただくとともに、一人ひとりのニーズに対し、適切な知識・技能を修得することを目的としています。必要なケアをより安全かつ適切に行えるよう、介護職員等を養成していく研修事業です。

施設、訪問・通所事業所、居宅等において、対象になる医療的ケアを必要とする利用者がいるところでは、この研修にご参加ください。

喀痰吸引制度が始まって３年目です。福祉と医療との連携が深まり、居宅の利用者さんに関する、介護職員と看護師等医療職の方とのケース会議などが行われるようになったとの報告が入るようになっています。

Ⅱ．第３号（特定の者対象）研修課程

１．研修課程（１）（研修の筋道）

基本研修（講義及び演習）９Ｈ＋	**筆記試験**（知識定着確認テスト）＋	**実地研修**・評価
	２０問（四肢択一）正解９割以上	特定の者に対する必要な行為

研修課程（２）（研修の内容）

	（特定の者対象）
	第３号研修（実地研修を重視した類型）

		科目又は行為	時間又は回数	
１.基本研修	① 講義	重度障害児・者の地域生活等に関する講義	2	９Ｈ
		喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義	6	
		緊急時の対応及び危険防止に関する講義		
	② 演習	喀痰吸引等に関する演習	1	
２.実地研修	喀痰吸引	口腔内の喀痰吸引	医師等の評価において、受講者が修得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで実施	
		鼻腔内の喀痰吸引		
		気管カニューレ内部の喀痰吸引		
	経管栄養	胃ろう又は腸ろうによる経管栄養		
		経鼻経管栄養		

※「演習及び実地研修において、人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引等を行う場合は、当該規定の内容以上の基準に該当するものとして、同表に定める科目とは別途に行うこと。」となっています。
（「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）
社援発1111第１号平成23年11月11日第２次改正社援発0312第24号平成25年3月12日）

２．「認定証」の取得の筋道（「認定特定行為業務従事者認定証」）

基本研修（講義及び演習）の修了＋知識確認テストの合格＋実地研修の修了（指導講師による評価）⇒「研修修了証」（登録研修機関発行）の受領 ⇒（都道府県への）「認定特定行為業務従事者認定証」の申請・取得。

３.【 第３号特定研修の概要 】

（１）基本研修(講義)：指導講師による座学８時間の講義を受講します。
テキスト：厚生労働省が作成した「介護職員等による喀痰の吸引等の実施のための状態別・疾患別に配慮した研修テキスト（第３号研修(特定の者対象)）」及び資料を使用します。

（２）基本研修(演習)：シミュレーション人形等を使用して、医行為（喀痰吸引・経管栄養）についての演習（１時間)を受けます。

（３）知識確認テスト：筆記試験問題２０問(四肢択一)／３０分、９０点以上が合格。
知識確認テストに合格した後に、受講生の施設・事業所等に於いて「実地研修」を実施します。
追試験は、第１回テストにおいて７割以上得点の方について認めます。

（４）講義・演習すべてを受講、知識確認テストを合格した受講者には、基礎研修(講義・演習)の修了・知識確認テスト合格について「**受講証**」を当法人として発行致します。

（５）現場演習及び実地研修：知識確認テスト合格者が、受講生所属の施設・事業所において、予め同意を得ています対象者（研修協力者）に対し、指導講師(看護師等)の指導を受けて「現場演習」及び「実地研修」を実施いたします。
「現場演習」とは、実地研修の序盤に実際に研修協力者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員等が行う喀痰吸引等を見ながら、研修協力者ごとの手順に従って演習を実施することで、プロセスの評価を行います。
「実地研修」は、特定の者の特定の行為ごとに行います。
医行為（喀痰吸引・経管栄養）については、医師の指示等の条件の下、評価票の全ての項目について「受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで」また、連続２回「手順どおり

に実施できる（全項目が「ア」となること）」となった場合に、医師等指導講師の評価（評価票による）を受け、実地研修の修了を認めることになります。

（６）実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする利用者の同意を得ていること。また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面による指示書を用意する必要があります。

（７）報告書の提出：実地研修終了後、当法人所定の「実地研修修了報告書」を提出して頂きます。併せて、医師等指導講師が評価しました「評価票」の写しを添付して下さい。「現場演習」の評価についても、記入して下さい。

（８）修了証の発行：「実地研修報告書」の内容を確認して、当法人として「研修**修了証**」を発行します。

「喀痰吸引等研修実施要綱について」（厚生労働省・援護局長、社援発０３３０第４３号　平成２４年３月３０日）に基づいていることの確認をします。

（９）現場演習及び実地研修は、２月末日までに終了し、「研修修了証」を得て、「認定特定行為業務従事者認定証」の申請を、神奈川県庁に年度内に行う必要があります。

（１０）現場演習及び実地研修が終了できない場合は、次年度の研修（実地研修のみの「認定特定行為業務従事者認定証」既取得者等対象の第 3 号特定研修の受講資格（ロ））を新たに受講することになり料金が派生することになります。

Ⅲ．研修開催日及び募集人員と会場

第３号研修

研修課程	研修日・日程	募集人員等	会　場
１．基礎研修（講義）	１１月０２日（日） 10:00～17:10	１２０名	昭和大学保健医療学部 （講義）104 教室
２．演　習	１１月０９日（日） 10:00～11:30 12:30～14:00 14:15～15:45	Ａ１喀痰吸引 Ａ２経管栄養 Ｂ１経管栄養 Ｂ２喀痰吸引	昭和大学保健医療学部 （講義）104 教室 （演習）実習室
筆記試験（第１回）	〃　16:15～16:45		（テスト）104 教室
追試	11 月 15 日（土）10:00～10:30		県社会福祉会館（仮）
３．実地研修	筆記試験合格後指導講師により実地研修を実施。２月末まで		受講生所属各施設・事業所

Ⅳ．研修会場

１．昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

〒226-8555 横浜市緑区十日市場町 1865　　Tel：045-985-6500

交通アクセス：ＪＲ十日市場駅よりバス青葉台中央行き中山谷下車　徒歩５分

2. 神奈川県社会福祉会館

〒221-0844　横浜市神奈川区沢渡４番２　神奈川県社会福祉会館内

Tel：045-311-8742　　Fax：045-324-8985

アクセス：JR 横浜駅より徒歩１０分　　・JR 横浜駅西口ダイヤモンド地下街に入り直進

・一番突き当たりの階段を上る（南１２出口）　・ホテルキャメロットジャパンを左手に直進
・鶴屋町三丁目の歩道橋を超えて、沢渡中央公園手前を左

Ⅴ．募集人員：　１２０名

Ⅵ．受講料

第３号特定研修　　受講料　１名　　６，１７０円

※ 受講料には、テキスト代、資料代等の一部、及び、研修中の損害保険料を含みます。

※ 支払われた受講料は、受講を中止されても返却できませんので、ご承知下さい。

Ⅶ．受講申し込み

１．研修受講申込みは、貴施設・事業所として申し込んでください。受講生は、貴施設・事業所の推薦者として受け止めます。

２．次の提出書類に記入して郵送して下さい。各提出書類は、フュージョンコム（当法人）のホームページからダウンロードできます。

①「研修受講申込書」県障福H2611 特３(1)-1 全

受講生氏名は、住民票を基に正しく記入して下さい。修了証の発行後の訂正が多々あります。

②「実地研修実施機関承諾書」県障福H2611 特３(1)－２

「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)」である場合は、「登録番号通知」の写しを添付して下さい。

③「研修受講申込書(個人用)」県障福H2611 特３(1)－３

氏名・生年月日は、「研修修了証」の発行等に使用します。住民票に則り正確に記入して下さい。

修了証発行後の訂正や認定証申請時に県から誤記の指摘等が多々あります。結婚等で名字の変わった方も必ず届出して下さい。

④「指導看護師調書及び指導講師承諾書」県障福H2611 特３(1)－４

保有免許証の写し及び指導者養成講習を修了している場合には、修了証書の写しを添付して下さい。

⑤　「たんの吸引等研修実施体制整備チェックシート」

「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者)」の認定をまだ受けていない事業者については、このチェックシートを参考に、研修を進めるに当たっての準備を確認してください。

Ⅷ．実地研修終了後

⑥　「実地研修修了報告書」県障福H2611 特３(1)－５全

・実地研修評価票の記録(第３号特定評価票)の写しを添付して下さい。

・実地研修は、２月末までには終了して、報告書を提出して下さい。

・実地研修修了報告書の提出→研修修了証の受領→県へ「認定特定行為業務従事者認定証」の申請手続きを考えますと、2015 年２月末に終了することが求められます。

Ⅸ．募集期間等

平成２６年１０月１０日(金)～平成２６年１０月２７日(月)　事務局必着

県障福H2611 特３(1)－１全 から 県障福H2611 特３(1)－４ までの書類を**郵送**にて申し込んで下さい。

Ⅹ．受講生の皆様へ

１．たんの吸引等の研修は、介護職員等にとっても、実地研修で協力頂く利用者さんにとっても「生命」また「人としての尊厳」に係る重要な行為であることを認識して頂き、利用者さん一人ひとりの健康・ニーズに対応する知識・技能を学び、修得して頂くことを目的とする研修です。

２．日頃の介護に係る皆さんにとって、有意義な研修の機会になるよう、この「たんの吸引等研修」に係る医師・看護師等、研修スタッフも、準備・実施に努めます。

Ⅺ．各施設・事業所の研修担当者へ

１．研修受講申込みは、貴施設・事業所として申し込んでください。受講生は、「たんの吸引等研修」の意義を理解して申し込む貴施設・事業所の推薦者として受け止めます。

２．「実地研修実施機関承諾書」の提出をお願いいたしましたが、受講生にとっての実地研修の対象者は、受講生が日頃、介護する利用者で健康状態も理解し把握している方にお願いして、同意を得るようにして下さい。

３．実地研修における指導講師(看護師等)は、実地研修実施機関の責任において選考し、お願いして下さい。

４．医師の研修指示書、実地研修協力利用者の同意を得ること、指導講師（看護師等）への依頼等については、実地研修機関の責任において対応して下さい。

５．介護職員が研修を終了して「修了証」を得ましたら、「認定特定行為業務従事者認定証」の申請を都道府県にしてください。

６．当の事業所が、医行為を提供する場合には、「登録特定行為事業者」の申請が必要となります。

７．「認定特定行為業務従事者認定証」・「登録特定行為事業者」の申請手続きについては、インターネットで「介護情報かながわ」→ ライブラリ（書式／通知）で、調べることができます。

http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/

ⅩⅡ．指導講師（看護師等）による「実地研修修了の認定」について

１．第３号（特定の者対象）研修における「実地研修」については、特定の者の特定の行為ごとに行う必要があります。

２．実地研修を実施するに当たっては、実地研修の協力をお願いする利用者の同意を得ていることが必要です。また、協力利用者の主治医や施設・事業所の配置医師等から、実地研修についての書面 による指示書を用意する必要があります。

３．指導講師（看護師等）は、基礎研修（講義・演習）を受講し、知識確認テストに合格した受講生（「受講証」保持者）に対し、受講生所属の施設・事業所において、予め同意を得ています対象者（研修協力者）に対し，「現場演習」及び「実地研修」を実施します。

４．**「現場演習」**とは、実地研修の序盤に実際に研修協力者のいる現場において、指導看護師や経験のある介護職員等が行う喀痰吸引等を見ながら、また、演習シミュレーター等を活用して、研修協力者ごとの「手順」に従って演習を実施することで、プロセスの評価を行います。

「実地研修」は、特定の者の特定の行為ごとに行います。

医行為（喀痰吸引・経管栄養）については、医師の指示等の条件の下、評価票の全ての項目について「受講者が習得すべき知識及び技能を修得したと認められるまで」。また、連続２回「手順どおりに実施できる」となった場合に、医師等指導講師は、評価(評価票による)をし、実地研修の修了を認めることになります。

５.指導講師（看護師等）は、研修受講生が、喀痰吸引等の提供を安全に行うための知識及び技能を修得していることを評価することとなっています。

６.「実地研修の実施手順」については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（※印）では、「ＳＴＥＰ１～ＳＴＥＰ８の順を踏まえて行うこととし、このうちＳＴＥＰ４～ＳＴＥＰ８について、以下に示す「基本研修（現場演習）及び実地研修類型区分の区分毎に「基本研修（現場演習）及び実地研修評価基準・評価票」（別添資料）を用いた評価を行うこと。なお、具体的な実施手順については、以下に示す「実施手順参考例」を踏まえ行うこと。」となっています。

「実地研修の実施手順」及び「研修講師の役割分担」「研修受講者の実施できる範囲」「○実施研修実施上の留意点」「基本研修（現場演習）及び実地研修評価基準・評価票」については、「喀痰吸引等研修実施要綱」（※）によって確認し則って進めてください。

※：「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省社援発0330第43号平成24年3月30日）

別添３　「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第三号研修修得程度の審査方法について」及び別添資料　「基本研修（現場演習）及び実地研修評価基準・評価票」に記されてあります。

７.実施する医行為の内容に応じた**評価票**を用いて認定を行って下さい。

評価票は、受講者１名に対して研修協力者（利用者）１名に、必要とする医行為ごとに評価をして下さい。評価票には、現場演習における評価も記入して下さい。

８.当該研修受講者が修得すべき全ての行為ごとの実地研修を実施した上で、「実地研修評価票」の全ての項目について、実地研修指導講師の評価結果が、**「実地研修評価基準・評価票」**で示す手順どおりに実施できているとなった場合において、研修修了の是非を判定してください。

９.※　人工呼吸器装着者に対する喀痰吸引が必要な場合の演習・実地研修については、別途研修を行う必要があります。特に、「現場演習」（カニューレやペットボトルで製作した簡易なシミュレーター等）によって慎重に演習を行った上で、実地研修協力者に係わるご指導をお願いいたします。

１０.**「実地研修評価基準・評価票」**は、国の「喀痰吸引等研修実施要綱」又は、「第３号（特定の者対象）研修テキスト」に示されてあります。

評価票の見本は、当法人のホームページに掲載してあります。「事業所名」「受講生名」「協力利用者名」「指導講師名」及び「現場演習」の評価も記入できるように加工してあります。

１１.実地研修を修了しましたら、**「実地研修修了報告書」**　県障福H2611特３(1)－５全　によって、合否認定を報告して下さい。その際には、評価しました評価票の写しを添付して下さい。

１２.「指導者育成（伝達講習）」（指導看護師等）を受けていない方は、平成２６年度は、下記に示します県委託の「指導者育成（伝達講習）」（第一号・二号不特定研修及び第三号特定研修の別なし）を受講して下さい。

①平成２６年１１月０３日（月・祝）13:00～17:00（講義）会場：県社会福祉会館
　平成２６年１０月１９日（日）12:30～16:00（演習）会場：　昭和大学保健医療学部看護学科

②平成２７年１月３１日（土）13:00～17:00（講義）会場：県社会福祉会館（予定）
　平成２７年１月０９日（日）12:30～16:00（演習）会場：昭和大学保健医療学部看護学科

１３.実地研修指導講師については、「改正省令や施行通知」（※）では、「指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと。」となっています。

※　１．社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成２３年厚生労働省令第126号）附則第１１条第１項（喀痰吸引等が医行為であるから当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を、医師、保健師、助産師及び看護師に限定）

※ ２．「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）
社援発1111第１号平成23年11月11日第２次改正社援発0312第24号平成25年3月12日第５－１－（３）
（指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい。）

※ ３．「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成 23 年 10 月 28 日
社援発 1028 第 3 号 厚生労働省社会・援護局長）。別添 2「医療的ケア教員講習実施要領」３．講習会の内容　に準拠して実施します。

※「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係）」の一部改正について　（厚生労働省社会・援護局長　平成２４年７月２日　社援発０７０２第８号）

（３）喀痰吸引等研修の講師

省令附則第11 条第1 項については、喀痰吸引等が医行為であるから、当該喀痰吸引等研修のうち実務に関する科目についての講師を医療従事者に限定して位置付けたものであること。

なお、准看護師及び介護等の業務に従事した経験を有する介護福祉士等（喀痰吸引等業務を行った経験を有する者に限る。）が、講師の指示の下で講師補助者として喀痰吸引等研修に携わることは可能であること。（第3 号研修に限る。）

演習科目「救急蘇生法」について、救急救命士が講師の指示の下で講師補助者として研修に携わることは差し支えないこと。（第1 号、第2 号研修に限る。）

１４.別添資料 指導講師用【参考資料】「**2. 評価による技能修得の確認 」**を参考にご活用ください。
「喀痰吸引等研修実施要綱」（厚生労働省）からの抜粋です。

１５.厚生労働省ＨＰから「指導者マニュアル」及び「研修用テキスト」は、ダウンロードすることが出来ます。また、「介護職員等によるたんの吸引等（特定の者対象）の研修カリキュラムを【動画】で見ることが出来ます。

手順：①福祉・介護障害福祉　②政策分野関連情報
③平成２４年度喀痰吸引等指導者講習事業（第三号研修指導者分）資料
④介護職員等による喀痰吸引等の実施のための状態別、疾患別に配慮した研修テキスト（第三号研修（特定の者対象））

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kaigosyokuin/

XⅢ. 個人情報の取り扱いについて

申し込み時に頂きました個人情報は、本研修事業の資料として厳重に管理いたします。この他、「修了証」の発行に使用する他、登録研修機関として神奈川県に提出する報告書等に使用します。
目的以外に使用はいたしません。

XⅣ. その他：不明な点は、質問票 等により問い合わせください。

質問票用紙は、当法人のホームページのこの研修案内欄に掲載してあります。

以 上

事務局：担当・山田、松田
特定非営利活動法人
フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡４番２神奈川県社会福祉会館内
Tel：045-311-8742　　Fax：045-324-8985
Eメール：jimukyoku@kenshikyou.jp